

一定以上所得者の利用者負担に関する 昨年の介護保険部会での議論

介護保険部会意見書(抜粋)

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

4 給付と負担のバランス

(給付の見直し)

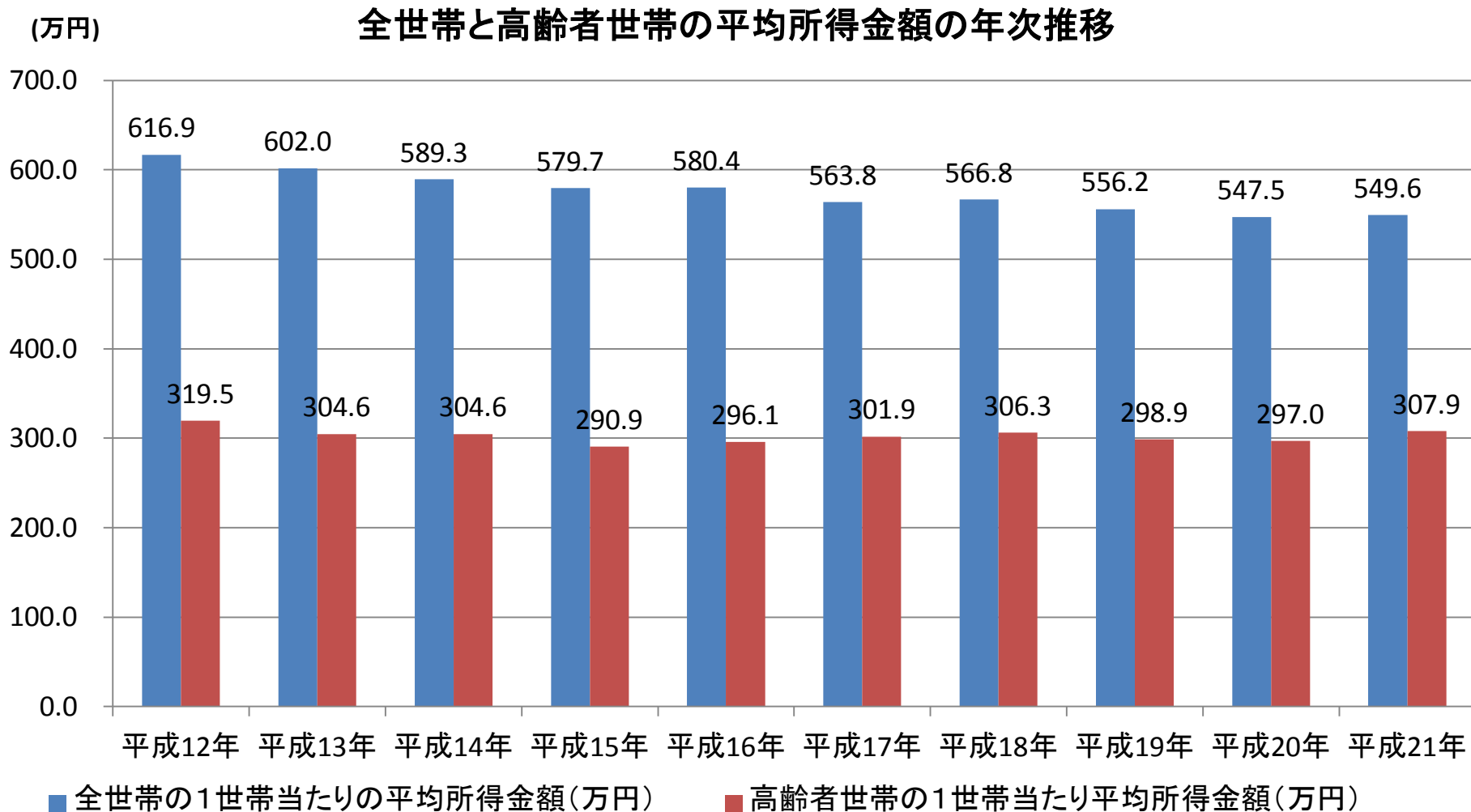
- 医療保険においては、現役並み所得の高齢者については利用者負担が3割となっている。介護保険制度においても、限られた財源の中で、高齢者の負担能力を勘案し、所得に応じた負担を求めることが適当であり、一定以上の所得がある者については利用者負担を、例えば2割に引き上げること検討すべきである。一方、介護保険は区分支給限度基準額が設けられているなど、医療保険とは異なる仕組みであり、負担増を求めることには慎重であるべきとの意見があった。

主な意見

- 現役世代だけ負担させることでは納得は得られないので、何らかの形で考えざるを得ないのではないか。
- 負担の公平の観点からは、応能負担は保険料すべき。利用者負担は本来応益負担。
- 高所得者に新たな負担を求めるとしても、介護は医療と違って先が見えず、ケースによっては何年もサービスを利用しなければならず、引き上げは好ましくない。
- 高額介護サービス費が支給されると言っても、世帯で1人だけサービスを利用した場合、1割の自己負担が上限額を超えることはほぼない。
- 所得税率の5段階（5%～33%）の中で、年収320万円は下から2番目であり、中所得程度以上の方々から利用料2割を負担しろと言っているようなもの。

高齢者世帯の所得①

○ 全世帯の平均所得金額の低下傾向に比べ、高齢者世帯の平均所得金額は300万円前後を維持している。

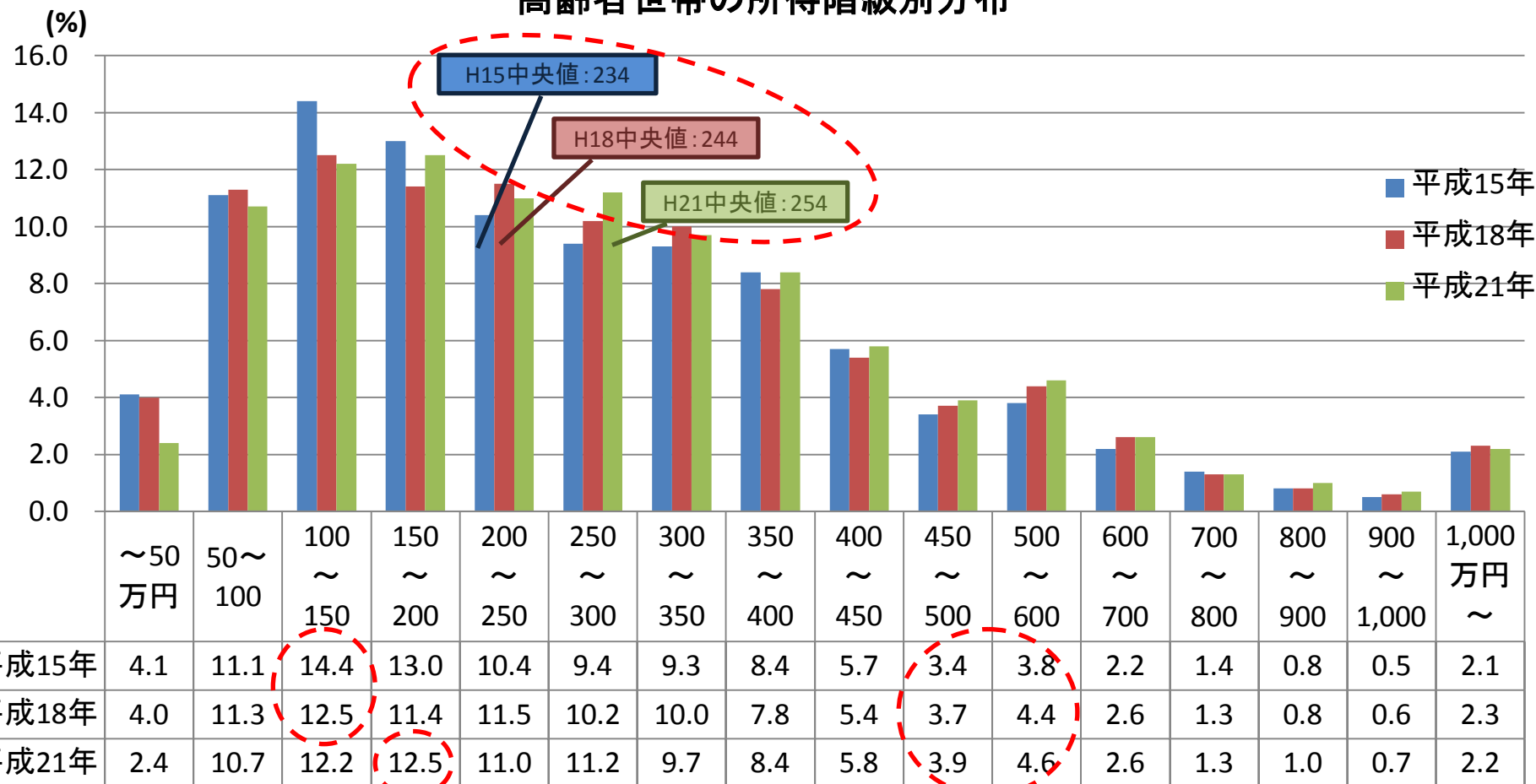


[出典]平成22年国民生活基礎調査

高齢者世帯の所得②

- 最も多い所得階級は、平成15年、18年には「100万円以上150万円未満」であったが、平成21年には「150万円以上200万円未満」となっている。
- 「450万円以上500万円未満」、「500万円以上600万円未満」の所得階級が過去6年で増加。
- 所得金額の中央値も増加。

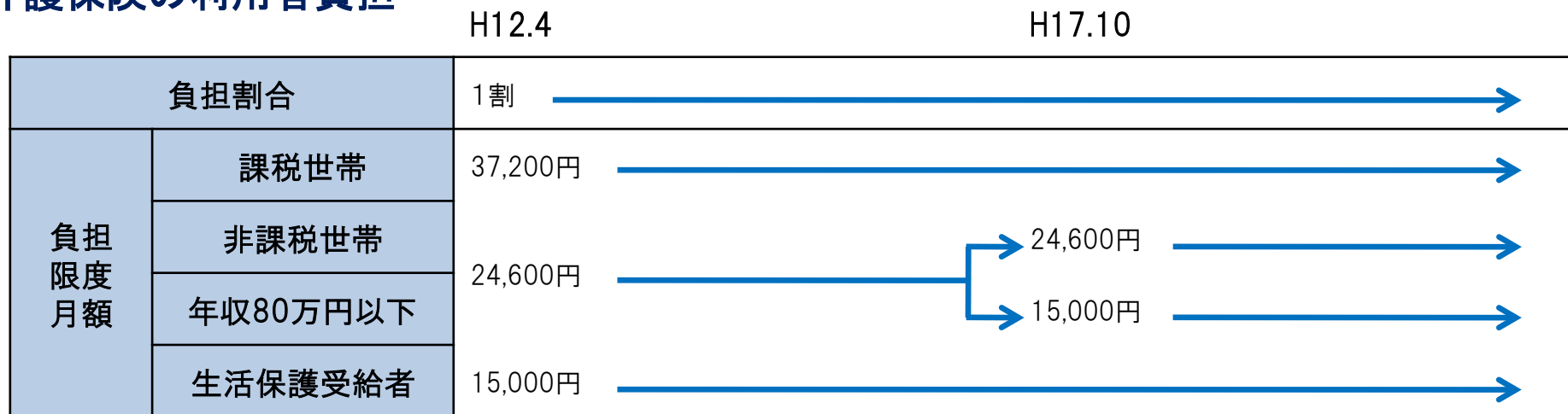
高齢者世帯の所得階級別分布



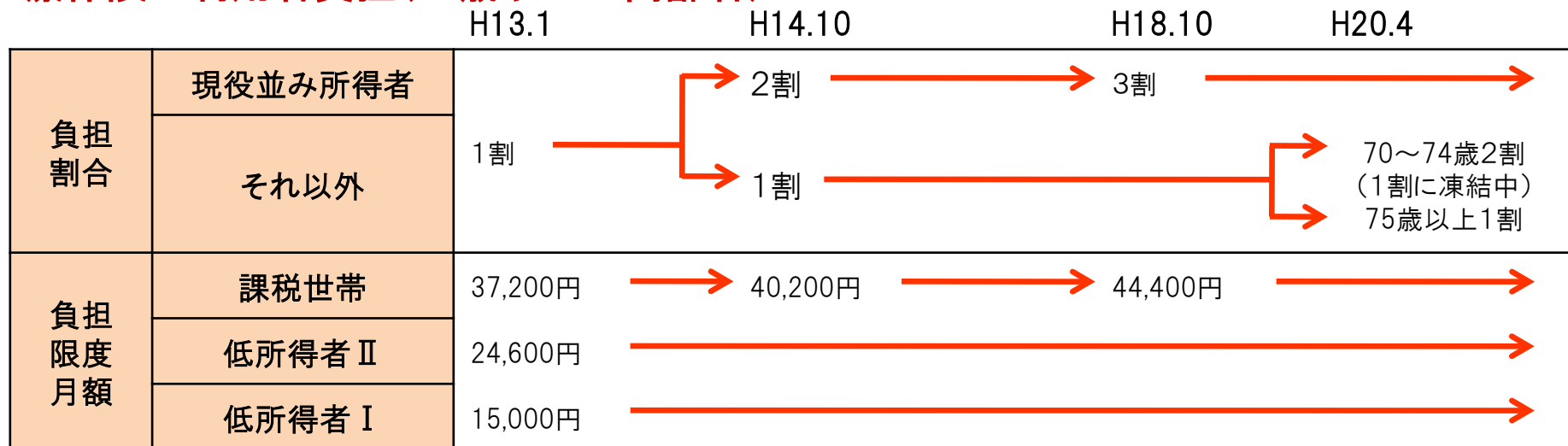
介護保険と医療保険の利用者負担の推移

○ 介護保険の利用者負担は、制度制定以来1割を維持している。

介護保険の利用者負担



医療保険の利用者負担(70歳以上の高齢者)



※ 医療保険の負担限度月額は、年4回以上利用する多数該当時の金額。

「高所得者」の水準について

- **介護保険における保険料第6段階の第1号被保険者**
→ 年収320万円(合計所得金額200万円)
【第1号被保険者の14.6%】
- **医療保険における単身世帯の現役並所得者**
→ 年収383万円(合計所得金額249.75万円)^(注)
【第1号被保険者の9.8%】
(注)世帯に被保険者が複数いる場合は、年収520万円で現役並所得者

論 点

- 「世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る」(「社会保障・税一体改革成案」)観点から、一定以上の所得がある者については、利用者負担割合を引き上げることが必要ではないか。
- 利用者負担割合を引き上げる場合、対象となる「一定以上の所得がある者」の範囲についてどう考えるか。